

調達要求番号： 6 P D C 1 A 0 0 0 1 3

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
水戸地方合同庁舎 水質検査及び簡易専用水道検査	茨城地本－Z－000003	
	作 成	令和8年8月28日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において実施する水質検査及び簡易専用水道検査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）

b) 法令等

水道法（昭和32年法律第177号）
茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（昭和55年茨城県条例第54号）
水戸市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年水戸市条例第3号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定している仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

a) 一般事項

- 1) 契約相手方は、契約締結後、自ら水質検査及び簡易専用水道検査を実施するものとし、再委託を禁止する。
- 2) 検査を行う作業員の名簿及び必要な資格証明書の写しを事前に提出し、作業終了後には検査結果報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については、契約相手方の随意の様式とする。

b) その他

- 1) 検査に必要な器具及び消耗品等については、契約相手方の負担とする。
- 2) 検査に必要な光熱水の使用については、官側の負担とする。
- 3) 検査にあたっては、関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行と安全確保に努め、建物、既存設備等に損害が及ばないように注意する。万一損害を与えた場合は直ちに官側へ報告し、官側の指示に従い原状回復を実施すること。なお、これらにかかる費用は契約相手方の負担とする。

3.2 役務の内容

a) 水質検査

- 1) 水質検査において実施する項目については、13項目とし、次のとおりとする。

一般細菌

大腸菌

鉄及びその化合物

塩化物イオン

有機物（全有機炭素（TOC）の量）

pH 値

味

臭気

色度

濁度

亜硝酸態窒素

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

カルシウム、マグネシウム等（硬度）

- 2) 契約相手方は、必要な採水容器を用意し、採水容器の洗浄および採水については、契約相手方の責任において行うこと。なお、採水時に異常が認められた場合は直ちに官側にその内容を報告する。
- 3) 検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用すること。
- 4) 水温及び残留塩素等は、現場で測定を行い、そのための計器、器具は契約相手方が準備すること。
- 5) 水質検査の結果報告書を提出する際、報告書には検査結果の他に水質基準値及び分析方法を記載すること。

3.3 履行日時

契約後、官側と調整の上、決定するものとする。

3.4 履行場所

茨城県水戸市北見町1-1-1（水戸地方合同庁舎）

4 情報保全

契約相手方は、本役務の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、本役務終了後も同様とする。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

6 仕様書等に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。